



青森県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
医療法人は らだクリニ ック	三戸郡南部町大 字吉米地字白山 堂一三の二	訪問看護	はらだクリ訪 問看護ステ ーション	平成 二六・九一
株式会社虹	青森市大字八ツ 役字芦谷二八九	訪問介護	訪問介護ステ ーション	"
	三戸郡南部町大 字吉米地字白山 堂一三の二		弘前市大字青樹 町三の三	

青森県告示第六百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サ ービス業者	主たる事務所 の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	障害福祉サ ービスを行う 事業所	指 定 年 月 日
有限会社大裕	青森市富田一 丁目一七の六	就労継続 B型	チヨコむつ	平成 二六・九一
			むつ市新町一 七の四	

特定非営利活 動法人道	八戸市大字長 苗代字幕ノ内 三一の三	生活介護	トータルサポ ート・ソレイ ユ	八戸市大字長 苗代字二日市 九の五	"
特定非営利活 動法人道	八戸市大字長 苗代字幕ノ内 三一の三	就労継続 B型	トータルサポ ート・ソレイ ユ	八戸市大字長 苗代字二日市 九の五	"
特定非営利活 動法人エン ジェル	八戸市吹上二 丁目一五の二 五	就労継続 A型	りんごっこ	八戸市吹上二 丁目一五の二 五	"
社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二 丁目六の二七	生活介護	パラアトみ さわ	三沢市大字三 沢字堀口一六 四の一	"

青森県告示第六百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一の一 後藤 隆	平内
東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二一 船橋 晶之	
東津軽郡平内町大字東滝字滝五八の一 細川 拓治	

青森県告示第六百五十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五の五七 橋 和 幸	下風呂
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一一の二 坪 勝 信	
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三 吉 田 清	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤代地区活性化協議会

三 代表者の氏名

熊谷 孝志

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字八代町七の一  
五 定款に記載された目的

この法人は、地域の活性化を図るため、弘前市を中心に地場産業の発展及び地域消費と雇用の拡大を図りながら、親睦と交流の場を創出し、心豊かでかつ健康で明るく元氣な地域社会づくりと空き家の解消に努め、地域住民の住みやすい環境の向上に寄与することを目的とする。

平成二十七年刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次の1及び2に掲げる業務の委託

1 平成二十七年刊行「青森県史 資料編 中世4」制作業務

2 平成二十七年刊行「青森県史 資料編 近現代7」制作業務

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成二十八年三月三十一日

四 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課（県史編さんグループ）

五 入札方法

一の1及び2に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。  
七 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）  
電話 〇一七 七三四 九二三八

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所 青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 北棟五階A会議室

(二) 日時 平成二十六年九月十六日 午前十時

八 入札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

2 日時 平成二十六年九月二十九日

午前十時 「青森県史 資料編 中世4」制作業務

午前十時三十分 「青森県史 資料編 近現代7」制作業務

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第

二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

青森県労働委員会第四十五期委員の推薦

青森県労働委員会第四十四期委員の任期が平成二十六年十一月七日で満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月八日に第四十五期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十六年九月九日から同年十月八日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したものを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会  
労働者 使用者 委員候補者推薦書

年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

推薦団体  
住所  
名称  
及び  
氏名  
並びに  
氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の  
表する委員の候補者として下記のを推薦します。  
使用者を代  
労働者

記

氏名 年齢 所属 住所  
氏名 年齢 所属 住所  
氏名 年齢 所属 住所  
氏名 年齢 所属 住所

(第2号様式)

候補者調書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本籍
- 3 現住所
- 4 学歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第一項の規定により、深浦町追良瀬地区入会林野整備組合に係る追良瀬地区入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類の名称

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年九月九日から十月八日まで

三 縦覧の場所

青森県農林水産部林政課

深浦町役場

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、市浦土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月八日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年九月九日から同年十月九日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭